

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年5月13日（平成27年（行個）諮問第90号）

答申日：平成28年10月18日（平成28年度（行個）答申第109号）

事件名：本人が行った労災申請に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成16年以降に本人が特定事業場（特定地区）で働いていたとき、特定労働基準監督署に労災申請した件に関する一切の情報」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、宮城労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年1月20日付け宮労発基0120第2号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

ア 審査請求書

余りにも黒消しが多く、具体的に分からないので、全部開示を御願い致します。（今現在裁判することを考えています。）

今現在も病気療養中であります。（通院中）

イ 意見書

平成16年5月～7月、宮城労働局に訴えたのは、いじめ、いやがらせであって、時間外労働で訴えたものではありません。当時担当者のA課長さんより、1～3の基準での評価は2の上であったとの事、但し、時間が少ないので労災に認定はされなかったとの事です。現在もうつ病で通院しております。

時間はかなり経過しておりますが、私として裁判迄は考えておりますが、今だに判断はつきません。（慰謝料等も考えております。）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

- ア 審査請求人は、平成26年12月26日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「H16年以降に審査請求人が特定事業場（特定地区）で働いていたとき、特定労働基準監督署に労災申請した件に関する一切の情報」に係る開示請求を行った。
- イ これに対して、処分庁が平成27年1月20日付け宮労発基0120第2号により原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、平成27年2月10日付け（同月16日受付）で審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、不開示理由について、法14条3号ロを加え、法14条2号並びに3号イ及びロに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、平成16年以降、審査請求人が、特定事業場で働いていたとき、特定労働基準監督署に労災申請した件に関する一切の情報である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

- a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、2、3、4、5、6、7、8の②、13、15、16、18及び19の①の不開示部分は、開示請求者以外の氏名、印影など、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。
- b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号10、11及び12の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただ

し書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

a 別表に記載した情報のうち、文書番号8の①及び20の不開示部分は、特定事業場の印影等である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、当該事業場の各種書類の作成等に悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した情報のうち、文書番号1の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条3号ロの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号19の②の不開示部分は、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、当該情報は、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号並びに3号イ及びロに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成27年5月13日付け厚生労働省発基労0513第1号により諮問した平成27年(行個)諮問第90号に係る諮問書理由説明書につき、以下のとおり補充して説明するとともに、同理由説明書別表に不開示理由の追加を行う(同理由説明書別表については省略。)

(1) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を

新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、不開示理由として新たに、法14条7号柱書きを加え、法14条2号、3号イ、ロ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 不開示情報該当性について

法14条7号柱書きの不開示情報

ア 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、10、11及び12の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。

これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、被聴取者等が開示することに同意している場合は別として、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②及び19の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていらない内部情報である。

これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、事業場の内部情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該事業場が開示することに同意している場合は別として、法第14条第7号柱書きに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年5月13日 諮問の受理

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月29日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 平成28年7月28日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年9月20日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年10月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成16年以降に本人が特定事業場（特定地区）で働いていたとき，特定労働基準監督署に労災申請した件に関する一切の情報」に記録された保有個人情報であり，具体的には，別表の1欄に掲げる文書1ないし文書21に記録された保有個人情報である。

処分庁は，本件対象保有個人情報の一部について，法14条2号及び3イに該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ，審査請求人は，不開示部分の全てを開示すべきであるとしている。

これに対して，諮問庁は，諮問に当たり，原処分で不開示とした部分のうち，一部を新たに開示することとするが，別表の2欄に掲げる部分については，法14条2号，3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当し，なお不開示とすべきとしている。

このため，本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について，以下，検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表に掲げる文書1（保険給付調査復命書）の①について

ア 5頁の「事業場内における当該労働者の相関図」の不開示部分

当該部分には，審査請求人以外の個人の職氏名又は氏名が記載されていることが認められ，法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

このうち，上から1行目の不開示部分は，当該相関図内の位置関係及び原処分で開示された部分から，該当する者が容易に推知されるため，法14条2号ただし書イに該当し，開示すべきである。

その余の部分は，法14条2号ただし書イないしハに該当する事情は認められず，また，個人識別部分であることから，法15条2項による部分開示の余地もない。したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，同条7号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

イ 9頁の「調査結果」欄の1行目ないし10行目，10頁の「調査

結果」欄の20行目ないし38行目，12頁の「調査結果」欄の18行目ないし43行目，14頁の「調査結果」欄の1行目ないし6行目，15頁の「調査結果」欄の18行目ないし24行目，26頁の「調査結果」欄の9行目ないし20行目，27頁の「調査結果」欄の15行目ないし21行目及び28頁の「調査結果」欄の不開示部分

(ア) 9頁の「調査結果」欄の1行目，10頁の「調査結果」欄の20行目，12頁の「調査結果」欄の18行目，14頁の「調査結果」欄の1行目，15頁の「調査結果」欄の18行目，26頁の「調査結果」欄の9行目及び27頁の「調査結果」欄の15行目には，労働基準監督署の調査官が，審査請求人の労災申請に関連して聴取した審査請求人以外の被聴取者の職氏名が記載されている。

当該部分は，法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハに該当する事情は認められず，また，個人識別部分であることから，法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，同条7号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(イ) 9頁の「調査結果」欄の2行目ないし10行目，10頁の「調査結果」欄の21行目ないし38行目，12頁の「調査結果」欄の19行目ないし43行目，14頁の「調査結果」欄の2行目ないし6行目，15頁の「調査結果」欄の19行目ないし24行目，26頁の「調査結果」欄の10行目ないし20行目，27頁の「調査結果」欄の16行目ないし21行目及び28頁の「調査結果」欄には，労働基準監督署の調査官が，審査請求人以外の被聴取者から，審査請求人の労災申請に関連して聴取した内容が記載されている。

これを開示すると，被聴取者が，労災請求者である審査請求人からの批判等を恐れ，被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし，労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど，正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり，労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法14条7号柱書きに該当し，同条2号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(2) 別表に掲げる文書1 (保険給付調査復命書) の②について

ア 6頁調査結果欄1行目ないし5行目の不開示部分

当該部分は、原処分で開示された部分の記載から明らかであることから、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 13頁調査結果欄1行目ないし7行目の不開示部分

当該部分には、労働基準監督署の調査官が、審査請求人の労災申請に関連して、特定事業場から任意に提供を受けた特定事業場の業務内容に関する情報が記載されている。

これを開示すると、特定事業場が、労災請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、特定事業場が認識している事実関係等についての資料の提供を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる資料の提供を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表に掲げる文書2 (宮城地方労災医員協議会精神障害等専門部会作成の意見書)、文書3 (調査関係資料一覧)、文書4 (療養補償給付たる療養の費用申請書等一式)、文書5 (診断書)、文書6 (意見書①)、文書7 (意見書②)、文書8 (費用請求に関する件) の②、文書15 (請求人の担当業務報告)、文書16 (請求人の健康診断表)、文書18 (請求人日報) 及び文書19 (請求人手紙の写し) の①の不開示部分

当該部分は、審査請求人以外の個人に関する氏名、役職、署名、印影等であり、それぞれ、法14条2号本文前段の審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。以下、法14条2号ただし書該当性等について、検討する。

ア 文書2の1頁、文書5の1頁及び2頁、文書6の2頁、文書7の3頁、5頁ないし8頁、12頁、13頁及び15頁、文書15の1頁、文書16の4頁及び5頁、文書18の1頁ないし10頁、16頁、17頁、20頁、26頁ないし30頁、32頁及び34頁ないし43頁並びに文書19の1頁の署名及び印影については、その固有の形状が特定の個人を識別することができる情報として意味を有しているといふべきであり、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても、署

名及び印影について開示する慣行があると認めることはできず、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 文書3、文書4の4頁、文書7の2頁及び文書8の1頁の個人の職氏名及び氏名については、法14条2号ただし書イないしハに該当する事情は認められず、また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もないことから、同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 文書13（氏名コード一覧、座席・内線電話見取り図）について

当該文書には、特定事業場の「氏名コード一覧」及び「座席・内線電話見取り図」が記載されている。

ア 「氏名コード一覧」について

不開示部分には、審査請求人以外の個人に関する氏名、職名、コード番号が記載されており、それぞれ、個人名ごとに、法14条2号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

このうち、支店長という枠の名称が原処分で開示された箇所には、支店長の氏名等が記載されていることが容易に推知され、審査請求人が知ることができる情報であると認められることから、コード番号を除く職氏名は、法14条2号ただし書イに該当し、開示すべきであるが、その余の部分は、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められず、また、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もなく、不開示とすることが妥当である。

イ 「座席・内線電話見取り図」について

文書13の2頁及び3頁は、特定事業場の座席表であり、不開示部分には、審査請求人以外の個人に関して、職場の各々の座席の位置を示すとともに、それぞれの座席に職氏名、内線番号及び氏名が記載されており、それぞれ、個人名ごとに、法14条2号本文前段の審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

これらの「座席・内線電話見取り図」は、いずれも、審査請求人が特定事業場に在職していた時期のものであり、審査請求人が知ることができる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当し、開示

すべきである。

- (5) 別表に掲げる文書8（費用請求書に関する件）の①及び文書20（「療養補償給付たる療養の費用請求書」に関する件）の不開示部分について

当該部分は、特定事業場の印影及び特定支店の支店長印である。

当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、当該事業場の各種書類の作成等に悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

- (6) 文書10（聴取書②）の1頁ないし4頁、文書11（聴取書③）の1頁及び2頁及び文書12（聴取書④）の1頁ないし3頁の不開示部分について

当該部分には、審査請求人以外の特定の個人が、特定労働基準監督署から聴取を受けて、詳細に述べた内容が記載されている。

ア 各文書の1枠目の不開示部分には、審査請求人以外の被聴取者の住所、氏名、職業、生年月日、年齢が記載され、2枠目の不開示部分の一部には、当該被聴取者の署名及び印影が記載されており、これらの不開示部分は一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 各文書の2枠目の不開示部分のうち、上記アの被聴取者の署名及び印影を除いたその余の部分には、具体的な聴取内容が記載されており、これを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(7) 文書19（請求人手紙の写し）の②の不開示部分について

当該部分は、特定事業場が特定労働基準監督署宛てに送付した資料の送付状及び当該資料であり、当該資料の名称及びその内容が不開示とされている。

これを開示すると、特定事業場が特定労働基準監督署にどのような資料を提出したかが明らかとなって、特定事業場を始めとして事業者と労働基準監督署の調査官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督署の調査官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、労働基準監督署の行う労災認定の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれは否定できない。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

なお、諮問庁は、理由説明書（上記第3別表）において、文書19の文書名欄に「請求人手紙の写し」と記載しているが、諮問庁によれば、不開示情報を誤って記載したとのことであるため、この点は上記判断を左右するものではない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び3号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及び口並びに7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分は同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当し、同条3号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別表

文書 番号	1 対象文 書名	2 不開示を維持する 部分	3 不開示情報該 当性 法14条該当号				4 開示す べき部分
			2 号	3 号 イ	3 号 ロ	7 号 柱	
1	保険給付調 査復命書	①主治医氏名及び②を 除く不開示部分全て	○			○	5頁の2枠 目の相関図 のうち, 1 行目
		②6頁調査結果欄1行 目ないし5行目, 13 頁調査結果欄1行目な いし7行目		○		○	6頁の「調 査結果」欄 の1行目な いし5行目
2	宮城地方労 災医員協議 会精神障害 等専門部会 作成の意見 書	部会長印影	○				なし
3	調査関係資 料一覧	不開示部分すべて	○				なし
4	療養補償給 付たる療養 の費用申請 書等一式	4頁欄外記載の個人名 部分	○				なし
5	診断書	1頁署名及び印影並び に2頁印影	○				なし
6	意見書①	2頁担当者署名及び印 影	○				なし
7	意見書②	2頁担当者氏名 担当者の署名及び印影	○				なし
8	費用請求書 に関する件	①1頁事業場印影		○			なし
		②1頁担当者氏名	○				なし
9	聴取書①	—					—

10	聴取書②	1 枠目の住所，氏名，職業，生年月日，年齢。2 枠目の項番1ないし項番14。	○			○	なし
11	聴取書③	1 枠目の住所，氏名，職業，生年月日，年齢。2 枠目の項番1ないし項番11。	○			○	なし
12	聴取書④	1 枠目の住所，氏名，職業，生年月日，年齢。2 枠目の項番1ないし項番14。	○			○	なし
13	氏名コード一覧，座席・内線電話見取り図	不開示部分すべて	○				1 頁の「支店長0130」枠の職氏名 2 頁及び3 頁の全部
14	請求人略歴書	—					—
15	請求人の担当業務報告	事業場担当者印影	○				なし
16	請求人の健康診断表	4 頁，5 頁の医師の印影部分	○				なし
17	請求人就業週報	—					—
18	請求人日報	事業場担当者の印影	○				なし
19	請求人手紙の写し	① 1 頁事業場担当者印影	○				なし
		② 1 頁11 行目1 文字目ないし20 文字目及び12 行目 2 頁ないし4 頁			○	○	なし
20	「療養補償給付たる療養の費用請求書」に関する件	事業場印影		○			なし

2 1	請求人の時間的経過一覧表	—					—
-----	--------------	---	--	--	--	--	---